(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県阿波市土成町浦池字北山二四〇九から二四一五まで、二四一七から二四二〇まで、二四二三の一から二四二三の三まで、二四二八、二四二九、二四三一から二四三三まで、二四三五から二四三九まで、二四四二から二四四四まで、二四四七、二四四八、二四五〇、二四五一、二四五四から二四五七まで、二四六〇、二四六二、二四六三、二四六四の一、二四六四の二、二四六五の一から二四六五の三まで、二四七一、二四七二、土成町高尾字深谷一三四の一から一三四の八まで、土成町宮川内字相婦四二の三、五七の一、五七の二、六四の三から六四の七まで、六五、六六の一、六六の二、六七の一、六七の五から六七の八まで、六八の四、六八の八、六八の九、六九、七〇の五、七〇の六、七三、七四の一から七四の三まで、八六、八七、八八の一、八八の三、八九の一、字落倉五の一、五の四から五の六まで、六の一、七の一、七の二、七の四、八の一、九の一、一〇、一一の一、一三の一から一三の六まで、字落久保九九の一（次の図に示す部分に限る。）、九九の三、一〇〇、一〇一、一〇二の一、一〇三の一、一〇三の四から一〇三の六まで、字次郎助三、四の一から四の四まで、四の一四、字御所一三の二から一三の四まで、五五の一、五五の三、五六の一、五七の一から五七の四まで、五八、五九の一、五九の四、六一の一、六一の二、六一の四から六一の七まで、六三の一から六三の七まで、字上畑八一の三、八一の七、八四の七まで、八九の一から八九の三まで、九六の一、九六の二、字日僧三七の一から三七の三まで、三八の一、三八の二、三九、字射場ケ丸一、六、七の一、七の二、八の一の一、八の一の二、八の四、八の五、八の六の一、九、一〇の一、一〇の二、一一の一、一二、一三の二、字角倉二、六の二、七の一、七の七、字太田尾二九の二、三六の一、字清延六一の一、六一の二、六二の一、六二の二、六四の一、六四の五、六四の八、六四の九、六四の一二、六五、六六の一、六六の二、六七の一から六七の三まで、六九の一から六九の三まで、七〇、七一、七二の一、七二の二、七三、七五から七七まで、字八町二一の三、四五の一、四六、五一の一から五一の五まで、五五、五六の一から五六の三まで、字相坂一七六、一七七の一、一七七の二、一七八の一、一七九の一、一七九の二、一八〇、一八一、一八四の一から一八四の三まで、一八五の一から一八五の八まで、一八六の一、一八六の二、字教連寺一、一の二、一の三、五、八の一、八の二、九、一〇の一から一〇の一四まで、一一の一、一一の二、一一の四、一二の五、字苅庭三七の一八、四二、五一の一から五一の九まで、五一の一一、五一の一二、五一の一四から五一の一七まで、五一の二三から五一の二六まで、五二の一から五二の四まで、五二の七、五二の九、五三の一〇、五三の一五から五三の一八まで、五三の一から五三の七まで、五三の九、五三の一四、五四の一、五四の三、五四の四、字大別当三の二、三の四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字角倉二、六の二、七の一、七の七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県吉野川市山川町大内二七三の一、二九九、三四九の一、五九九、山川町大藤谷二二、一〇五の二、一〇六の二から一〇六の四まで、一〇七の二、一〇七の三、一〇九、一一九の二、一二〇、一二二の一、一二二の二、一二五、一二七、一三五、一三六、一四一、一五七、一七二の六、山川町皆瀬四の三、八の一、八の二、山川町川田赤岩七三の三から七三の五まで、七三の一六、七三の一七、七三の二三、山川町楠根地七〇、七一、七九から八二まで、一一一、一一五の一、一二一、一二四、一二八、一四〇、六六六の五、六六七の二、六七四、六八四の二、山川町桑内二八七の一、二八八、二九三、山川町御旅館五四、五九の二、山川町東麓一六七の一、一八八の一、美郷字毛無一四六の二、一四六の三、字栩谷三一九、三三九の二（次の図に示す部分に限る。）、三四二の一、三四二の二、三四三、三七八の二・三七九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字古井三、四の五、七七六、七七九の一、七七九の二、字滝ケ山三八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

山川町大内二七三の一、二九九、三四九の一、五九九、山川町大藤谷二二、一〇五の二から一〇六の四まで、一〇七の二、一〇七の三、一〇九、一一九の二、一二〇、一二二の二、一二五、一二七、一五七、一七二の六、山川町皆瀬四の三、八の一、八の二、山川町川田赤岩七三の三から七三の五まで、七三の一六、七三の一七、七三の二三、山川町楠根地七〇、七一、七九から八二まで、一一一、一一五の一、一二一、一二四、一二八、一四〇、六六六の五、六六七の二、六七四、六八四の二、山川町桑内二八七の一、二八八、二九三、山川町御旅館五四、五九の二、山川町東麓一六七の一、一八八の一、字古井七七六、七七九の一、七七九の二、字滝ケ山三八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市山城町粟山字中曽山六一九の一、六一九の三から六一九の一六まで、池田町漆川タノモト四一六一、四一六四の二、四一六五、四一六七、四一六八の一から四一六八の三まで、四一九九から四一七七まで、四一七九の一、四一七九の六、四一八一から四一八六まで、四一九四、四一九五、四二〇四の一、四二〇四の五、四二〇四の七、四二〇四の八、不自由三一三五、三一三七から三一三九まで、四一二七の一（次の図に示す部分に限る。）、四一二七の二から四一二七の五まで、四一三七の六（次の図に示す部分に限る。）、四一三〇の一から四一三〇の六まで、四一三三の八、四一三三の一、四一三三の三、四一三三の四、ケイ谷四四八三の二から四四八三の二四まで、四四八三の三〇、四四八三の三一、四四八四、池田町白地ノロウチ七五七の二・七五七の三・七六七の一・七六八・七七〇の二・七七〇の三・七七一の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、池田町馬路底之谷一二、三五の一、三五の二、四〇の二、四〇の三、高瑞二の三、二〇、二〇の二、嫁之渕二八から三二まで、三五の二、四三、七二の二、七三、七四の一、七七の一、七七の